

日軽金アクト行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 7 月 1 日～平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年間
2. 内容

【目標①】平成 34 年 4 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人あたり年間 360 時間未満とする。

【対策】

- 平成 29 年 7 月～ 所定外労働の原因分析等を行う
- 平成 30 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2 回実施
- 平成 31 年 4 月～ 社内掲示板等による社員への周知
- 平成 32 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

【目標②】年次有給取得日数を 1 人あたり平均 8 日以上とする。

【対策】

- 平成 29 年 7 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 30 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2 回行う
- 平成 31 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 32 年 4 月～ 社内掲示板や会議等でキャンペーンを行う。

【目標③】平成 34 年 4 月までに、この看護休暇の対象範囲を拡大する（この対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにする等）。

【対策】

- 平成 29 年 7 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 32 年 7 月～ 制度の導入、社内掲示板等による社員への周知